

アフリカ知的財産ニュースレター Vol. 89

◆ 目次

1. 主要トピック

アフリカ全域

- ・ アフリカ地理的表示マニュアル

ガーナ

- ・ 知的財産への投資が成長の原動力となる ―― アフリカ知的財産機関に対するガーナ司法長官の呼びかけ

ケニア

- ・ EU の中小企業向けセミナーはケニア等 EU 域外の国における知的財産活用ビジネスの成長機会を提供する

モロッコ

- ・ OMPIC と WIPO の共催によるカンファレンス

ナイジェリア

- ・ ナイジェリア著作権委員会がマラケシュ条約を尊重するよう出版社その他に要請

OAPI

- ・ OAPI 代表団がカナダ知的財産庁を訪問
- ・ OAPI 加盟地域における裁判官協会の最適化と判例データベースの構築
- ・ OAPI と INPI（フランス）が会合を実施
- ・ 地理的表示（GI）に関する地域ワークショップ

南アフリカ

- ・ 南アフリカの水素経済の目標達成を日本が後押し
- ・ BRICS 知財庁長官級会議（HIPO）が 15 回目の年次総会を開催

2. 他のトピック

アフリカ全域

- ・ アフリカのコンテンツ創作者が著作権侵害からコンテンツを保護するための自衛手段

- ・ OAPI 加盟国では知的財産と知財ポリシー公文書の重要性に対する認知度が上昇

ARIPO

- ・ 特許調査および特許審査に関する研修プログラム
- ・ ARIPO が AIPPI 事務局長を歓待

アルジェリア

- ・ 著作権協会国際連合 (CISAC) と WIPO がアルジェリアを訪問

エジプト

- ・ 知財判例研究 —— スポーツウェアに関する商標侵害

リビア

- ・ 経済省は商標と著作権に関するフォーラムを 12 月に開催予定

ナイジェリア

- ・ 通商と産業を発展させる知的財産権の活用

南アフリカ

- ・ 南アフリカが Meta および Google とニュース出版社との競争を調査
- ・ 生成 AI：その所有権と著作権を考える
- ・ 南アフリカ科学産業研究評議会 (CSIR) が自前の技術とイノベーションの商業化を目指して技術企業を設立
- ・ 非代替性トークン (NFT) ・ 著作権 ・ 商標を意のままに操る：南アフリカからの洞察
- ・ スナップショット：南アフリカにおける商標権エンフォースメント
- ・ 世相細見：南アフリカにおける商標の登録と使用
- ・ 南アフリカ：ターゲットを絞った法律が国内の模倣品との闘いで早くも大きな戦果を手中に
- ・ 南アフリカで医薬品特許を最も多く取得している製薬会社は？
- ・ 知的財産評価の過程

ジンバブエ

- ・ Chicken Inn 社が商標訴訟に勝利

◆ ニュース

1. 主要トピック

アフリカ全域

・アフリカ地理的表示マニュアル¹

AfrIPI の LinkedIn に先日投稿された記事に、このたび AfrIPI が刊行した「アフリカ地理的表示 (GI) マニュアル」(Manual for Geographical Indications (GIs) in Africa) の前書きを寄稿した Fernando Dos Santos 博士に完成したマニュアル 1 部を献呈したことが記されている。記事によれば、同博士は「知的財産法とイノベーションの分野をリードするエキスパート」だという。

この記事はさらに続けて、Dos Santos 博士は ARIPO 加盟国であるモザンビークで初めての GI を全国的に認知させるに当たって極めて重要な役割を果たしたと述べている。

さらに、AfrIPI は ARIPO との連携により固有の GI 2 件に関するワークショップを実施している。これらのワークショップは、コモロ² とガボン³ (いずれも OAPI 加盟国) で開催された。

ガーナ

・知的財産への投資が成長の原動力となる ― アフリカ知的財産機関に対するガーナ司法長官の呼びかけ⁴

ガーナの司法長官と法務大臣を兼任する Godfred Yeboah Dame 氏は、企業、研究機関、女性および若年層がイノベティブな知的財産をより身近に感じられるようにするためには、知財エコシステムにおける能力強化が必須であると語った。

これは、ARIPO を主催者として 2023 年 10 月 5～8 日の 3 日間にわたりガーナの首都アクラで開催された知的財産権およびイノベーションに関する地域ワークショップにおいて同法務大臣が行った講演の中での発言である。今回のワークショップは EU の支援を受けて実施されたものであり、「アフリカの知的財産権とイノベーション」(AfrIPI) プロジェクトとガーナ法務省登録長官部 (Registrar-General's Department) が協賛団体となっている。ワークショップのテーマは「ARIPO 加盟国内のイノベーション促進のための知的財産権の活用」であった。

¹ https://www.linkedin.com/posts/africaipr_geographicalindications-aripo-mozambique-activity-7122583326472712192-0lrG/?utm_source=share&utm_medium=member_ios (2023.10.24)

² <https://afripi.org/en/news/afripi-supports-registration-geographical-indications-african-intellectual-property> (2023.9.21)

³ <https://afripi.org/en/news/afripi-supports-registration-geographical-indications-african-intellectual-property-0> (2023.10.24)

⁴ <https://www.graphic.com.gh/news/general-news/invest-in-intellectual-property-to-drive-growth-a-g-urges-africa-intellectual-property-organisations.html> (2023.10.6)

ケニア

・EUの中小企業向けセミナーはケニア等EU域外の国における知的財産活用ビジネスの成長機会を提供する⁵

EUの「アフリカの知財に関する中小企業ヘルプデスク」(Africa IP SME Helpdesk)は、在ケニアオランダ商工会議所(Netherlands Business Hub Kenya; NLBH)とともに共同セミナーを開催した。このセミナーの目玉となったのは、EUの中小企業がケニアなどEU域外の国でビジネスを展開した場合に得られるさまざまな機会である。セミナーは2023年10月17日にケニアのナイロビで実施された。

今回のセミナーでは、特に中小企業を始めとするEUの企業にとって知的財産権が必須のビジネスツールとなる所以が明らかにされた。知的財産権には、ケニアその他のEU域外国の領内に存在するビジネス環境を左右する力があるからである。

モロッコ

・OMPICとWIPOの共催によるカンファレンス⁶

2023年10月5日、モロッコ工商業所有権庁(Moroccan Industrial and Commercial Property Office; OMPIC)と世界知的所有権機関(World Intellectual Property Organization; WIPO)が主催するカンファレンスがカサブランカで開催された。このカンファレンスの主題は「生産的・革新的・包括的な国家経済の提供における工商業所有権」であった。

カンファレンスにはアフリカと中東の多くの国の代表が参加し、WIPOのDaren Tang事務局長も姿を見せた。今回のカンファレンスについて特に強調すべき点の一つは、モロッコおよび他のアラブ諸国の学生を対象とした知的財産分野の修士課程を開設するという合意が交わされたことである。

ナイジェリア

・ナイジェリア著作権委員会がマラケシュ条約を尊重するよう出版社その他に要請⁷

2023年10月4日、ナイジェリア著作権委員会(Nigerian Copyright Commission; NCC)の事務局長を務めるJohn O. Aseinsiは、出版社、州政府その他の書籍業界の関係者に対し、盲人、視覚障害者および印刷物の判読に障害を持つ人々のために、納税者の負担において制作/調達される書籍や教材が、これら障害者が利用しうる形態で提供されることを保証するよう要請した。

⁵ https://intellectual-property-helpdesk.ec.europa.eu/news-events/events/seminar-opportunities-eu-smes-leverage-intellectual-property-rights-business-growth-kenya-and-abroad-2023-10-17_en (2023.10)

⁶ <http://www.ompic.ma/fr/actualites/la-propriete-industrielle-et-commerciale-au-service-dune-economie-nationale-productive> (2023.10.6)

⁷ <https://copyright.gov.ng/ncc-celebrates-maiden-accessibility-day-champions-inclusive-publishing/> (2023.10.8)

ナイジェリアは2017年10月4日に2013年マラケシュ条約（「盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約」）を批准しており、2022年著作権法の中で同条約を国内法化している。

OAPI

・OAPI 代表団がカナダ知的財産庁を訪問⁸

OAPI 職員のカナダ知的財産庁（Canadian Intellectual Property Office；CIPO）への出張研修が2023年9月26日から開始された。Denis Bohoussou 長官率いる OAPI 代表団とカナダ側が編成したカナダ代表チームは以下のような問題を話し合った。

- OAPI の知財保護制度をカナダで普及させるとともに、カナダの制度を OAPI 加盟国に普及させる；
- OAPI 加盟地域の中小企業を対象として知的財産の戦略的利用に関する研修を行う；
- 特許エンジニアリングの修士課程開設に対する寄付金；

さらに、OAPI 代表団は以下のような人々との会談を行った。

- カナダ先住民の知識の保護に携わる人々；
- カナダの知財弁護士（自らのクライアントに OAPI の保護制度の利用を勧めてくれる可能性がある）

OAPI

・OAPI 加盟地域における裁判官協会の最適化と判例データベースの構築⁹

2023年9月26日から28日にかけて、「アフリカの知的財産権とイノベーション」（AfrIPI）プロジェクトが、OAPI 加盟国の裁判官と判事を対象とした地域セミナーを開催した。このイベントが挙行された場所はチャドの首都ンジャメナ（N'Djamena）である。セミナーは「アフリカ知的財産判事ネットワーク」（African Network of Intellectual Property Magistrates）との共催で実施され、以下の国々の司法職員が参加した：ベナン、ブルキナファソ、カメルーン、中央アフリカ共和国、チャド、コモロ、コンゴ、コートジボワール、ガボン、ギニア、マリ、モーリタニア、ニジェール、セネガル、トーゴ。

このセミナーで論議された主題は、OAPI 加盟国におけるデジタル判例データベースの実装と、OAPI 裁判官協会（OAPI Judges' Association）に対する支援の継続である。また、知財事案を審理する行政訴訟および司法訴訟、裁判官協会会員の能力強化といった主題も注目を集めていた。

⁸ <http://oapi.int/index.php/fr/component/k2/itemlist/category/99?start=8> (2023.9.27)

⁹ <https://afripi.org/en/news/optimising-judges-association-and-establishing-case-law-database-oapi-region> (2023.10.10)

・ **OAPI と INPI（フランス）が会合を実施¹⁰**

2023年10月13日、Denis Bohoussou 長官を筆頭とする OAPI の代表団が、Pascal Faure 率いるフランスの登録機関（INPI）の代表団と会合を行った。

今回の会合の目的は、イノベーションと知的財産権に関するフランス語圏の専門家ネットワークの構築を目指して相互協力の可能性を模索することであった。さらに、法律的な次元を超えて起業家精神の鼓舞や経済成長までも視野に入れた知的財産振興の可能性についても、両機関の間で協議されている。

・ **地理的表示（GI）に関する地域ワークショップ¹¹**

2023年10月25日から同月27日にかけて、OAPI は AfrIPI とともに地理的表示（GI）に関する地域ワークショップを主催した。今回のワークショップ開催に当たっては、フランス開発庁（Agence Francais de Development : AFD）も資金援助を行っている。

このワークショップの目的の一つは、OAPI 加盟国において地理的表示を所管する国家委員会の設立と機能に関する指針の策定を可能にするような知識や情報を参加者たちに提供することである。

南アフリカ

・ **南アフリカの水素経済の目標達成を日本が後押し¹²**

日本と南アフリカが取り交わした協力覚書（MoC）により、今後は日本から南アフリカへの技術移転が可能になる。この覚書の趣旨は、南アフリカの水素経済を支援し、同国の主要産業の一部（鉄鋼、セメント、航空業界など）の脱炭素化を図ることである。

日本と南アフリカは相互協力の下に国内で開発された知的財産の商業化を図ることを計画しており、それによって両国がライセンスングにより利益を得る機会が生まれることになるだろう、と南アフリカの Blade Nzimande 高等教育大臣は語っている。

・ **BRICS 知財庁長官級会議（HIPO）が 15 回目の年次総会（2023 年総会）を開催¹³**

南アフリカ企業・知的財産委員会（Companies and Intellectual Property Commission ; CIPC）のウェブサイトによれば、第 15 回 BRICS 知財庁長官級会議（BRICS Heads of IP Offices ; HIPO）が 2023 年 10 月 17 日に開催され、CIPC の長である Rory Voller 長官が議長を務めた。

¹⁰ <http://oapi.int/index.php/fr/component/k2/item/825-commission-mixte-oapi-%E2%80%93-inpi-france> (2023.10.13)

¹¹ <http://oapi.int/index.php/fr/component/k2/item/827-l%E2%80%99atelier-sur-les-indication-g%C3%A9ographiques-amorce-sa-premi%C3%A8re-journ%C3%A9e> (2023.10.)

¹² <https://www.hydrogenfuelnews.com/hydrogen-economy-japan-sa/8560969/> Undated

¹³ <https://www.cipc.co.za/?p=20000> (2023.10.17)

CIPC のウェブサイトに掲載された記事が語るところでは、これら会合の目的は「知財ポリシーの目標を推進するために BRICS HIPO の戦略的パートナーシップを強化し、知財環境の調和化を図り、BRICS 全体の目標を支援すること」だという。さらに、今回の会合においては「知的財産出願の処理におけるデジタル技術の利用の最大化に関するベストプラクティス、手段および情報の交換」も行われた。

2. 他のトピック

アフリカ全域

- ・ アフリカのコンテンツ創作者が著作権侵害からコンテンツを保護するための自衛手段 (2023.9.27)

<https://www.bizcommunity.com/Article/196/15/242159.html>

- ・ OAPI 加盟国では知的財産と知財ポリシー公文書の重要性に対する認知度が上昇 (2023.10.12)

https://www.linkedin.com/posts/oapi-linkedin_innovation-contrefaaexon-propriaeztaezindustrielle-activity-7118279618863751168-C_mi/?utm_source=share&utm_medium=member_ios

ARIPO

- ・ 特許調査および特許審査に関する研修プログラム (2023.10.16)

https://www.linkedin.com/posts/africaipr_afripi-aripo-aripo-activity-7119699253274300416-Y79f/?utm_source=share&utm_medium=member_ios

- ・ AARIPO が AIPPI 事務局長を歓待 (2023.10.)

https://www.linkedin.com/posts/african-regional-intellectual-property-organization_aippi-aippi-aripo-activity-7122575888780541953--p4m/?utm_source=share&utm_medium=member_ios

アルジェリア

- ・ 著作権協会国際連合 (CISAC) と WIPO がアルジェリアを訪問 (2023.9.27)

<https://www.facebook.com/ONDADZOFFICIEL/>

エジプト

- ・ 知財判例研究 ―― スポーツウェアに関する商標侵害 (2023.9)

https://intellectual-property-helpdesk.ec.europa.eu/system/files/2023-09/Africa-Helpdesk-SME_Egypt_Case%20Study.pdf

リビア

- ・ 経済省は商標と著作権に関するフォーラムを 12 月に開催予定 (2023.10.18)

<https://libyaherald.com/2023/10/economy-ministry-to-hold-forum-on-trademarks-and-copyrights-in-december/>

ナイジェリア

- ・ 通商と産業を発展させる知的財産権の活用 (2023.9.26)

<https://tribuneonlineng.com/leveraging-intellectual-property-rights-to-improve-trade-and-industry/>

南アフリカ

- ・南アフリカが Meta および Google とニュース出版社との競争を調査(2023.10.17)
<https://www.reuters.com/world/africa/south-africa-probe-meta-google-competition-with-news-publishers-2023-10-17/>
- ・生成 AI：その所有権と著作権を考える (2023.10.24)
<https://www.bizcommunity.com/Article/196/16/243097.html>
- ・南アフリカ科学産業研究評議会 (CSIR) が自前の技術とイノベーションの商業化を目指して技術企業を設立 (2023.10.25)
<https://www.sanews.gov.za/south-africa/csir-launches-tech-entity-commercialise-its-technologies-innovations>
- ・非代替性トークン (NFT) ・著作権・商標を意のままに操る：南アフリカからの洞察 (2023.9.25)
<https://www.lexology.com/commentary/intellectual-property/south-africa/spoor-fisher/navigating-nfts-copyright-and-trademarks-insights-from-south-africa>
- ・スナップショット：南アフリカにおける商標権エンフォースメント (2023.9.27)
<https://www.lexology.com/library/detail.aspx?g=df167252-afcc-4205-accb-f8464bf1b6ab>
- ・世相細見：南アフリカにおける商標の登録と使用 (2023.9.27)
<https://www.lexology.com/library/detail.aspx?g=5c4414cd-0609-46f8-9630-e1bbe558a731>
- ・南アフリカ：ターゲットを絞った法律が国内の模倣品との闘いで早くも大きな戦果を手中に (2023.9.29)
<https://www.worldtrademarkreview.com/guide/anti-counterfeiting-and-online-brand-enforcement/2023/article/south-africa-targeted-law-already-scoring-big-wins-against-domestic-fakes>
- ・南アフリカで医薬品特許を最も多く取得している製薬会社は？ (2023.10.3)
<https://www.drugpatentwatch.com/blog/which-pharmaceutical-companies-have-the-most-drug-patents-in-south-africa-2/>
- ・知的財産評価の過程 (2023.10.)
<https://www.linkedin.com/events/intellectualpropertyvaluation3d7116882304735621120/>

ジンバブエ

- ・Chicken Inn 社が商標訴訟に勝利 (2023.10.9)
<https://www.herald.co.zw/chicken-inn-wins-trademark-case/>

[特許庁委託]

アフリカ知的財産ニュースレター Vol. 89

[著者]

Spoor & Fisher

spoor • fisher

patents • trade marks • copyright

[発行]

日本貿易振興機構 ドバイ事務所

JETRO
JAPAN EXTERNAL TRADE ORGANIZATION

2023年11月発行 禁無断転載

本ニュースレターは、Spoor & Fisher が英語にて原文・日本語訳を作成し、JETRO ドバイ事務所
がそのチェックと修正を施したものです。また、本ニュースレターは、作成の時点で入手している情
報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。掲載した情報・コメン
トは著者及び当事務所の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証
するものでないことを予めお断りします。なお、本ニュースレターの内容の無断での転載、再配信、
掲示板への掲載等はお断りいたします。

また、JETRO は、ご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情
報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なうようお願いいたします。本文を通じて皆様に
提供した情報の利用により、不利益を被る事態が生じたとしても、JETRO はその責任を負いかねま
す。